

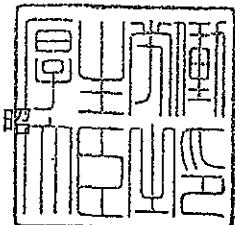
厚生労働省発職 0331 第2号

平成22年3月31日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻



別紙「雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について、貴会の意見を求める。

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 適用除外となる学生又は生徒の範囲

法第六条第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者以外の者とすること。

- (一) 卒業を予定している者であつて、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなつているもの

(二) 休学中の者

(三) 定時制の課程に在学する者

- (四) (一)から(三)までに準ずる者として職業安定局長が定めるもの

二 被保険者となつたことの届出の改正

- (一) 事業主が、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となつたことについて、当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、雇用保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を提出する場合において、労働契約に係る契約書、労働者名簿、

賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類の添付を不要とするものとすること。

(二) 事業主は、次のいずれかに該当する場合には、(一)にかかるらず、(一)により提出する資格取得届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えなければならないものとすること。

イ その事業主において初めて資格取得届を提出する場合

ロ (一)の期限を超えて資格取得届を提出する場合

ハ (一)の期限から起算して過去三年間に法第十条の四第二項に規定する同条第一項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ぜられたことその他これに準ずる事情があつたと認められる場合

ニ イからハに掲げる場合のほか、資格取得届の記載事項に疑義がある場合その他の当該届出のみでは被保険者となつたことの判断ができない場合として職業安定局長が定める場合

- (三) 事業主は、その同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他特に確認を要する者として職業安定局長が定める者に係る資格取得届を提出する場合には、(一)により提出する資格取得届に、労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができきる書類並びに職業安定局長が定める書類を添えなければならないものとすること。
- (四) 事業主は、(二)又は(三)にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、(二)又は(三)に定める書類を添えないことができるものとすること。

三 日雇労働被保険者であつた者に係る受給資格の調整の改正

日雇労働被保険者であつた者に係る受給資格の調整に、次に掲げる事項を追加するものとすること。

- (一) 法第五十六条の二第一項の規定により、同項に規定する日雇労働被保険者として同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間を法第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなす措置の適用を受けようとする者は、当該期間の最後の日の属する月の翌月の末日までに、当該同一の事業主の適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長又は管轄公共

職業安定所の長に、被保険者手帳を提出して、その旨を届け出なければならないものとすること。

(二) (一)の届出を受けた公共職業安定所長は、被保険者手帳に必要な事項を記載した上、返付しなければならないものとすること。

(三) (一)の措置の適用を受けた者が受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者となるに至った場合において、基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、第十九条第一項（第六十五条の五又は第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票を提出した上、当該措置の適用を受けた旨を申し出なければならないものとすること。

(四) 法第五十六条の二第二項の厚生労働省令で定める率は、二千分の十三とすること。

四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第一 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとすること。

一 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。